

# IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の流入を防ぐ 漁獲証明制度の検討について

---

漁獲証明制度に関する検討会（第3回）

令和元年10月30日（水）

# IUU漁業対策に関する「国際行動計画」について

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

○ FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を  
発表。

加盟国が行う自主的な行動として、IUU漁業を防止、抑止、排除することを目的に、

- ・ 旗国の行うべきこと(漁船の登録、漁船の記録、操業の管理など)
- ・ 沿岸国の行うべきこと(EEZ内の漁業管理、IUU漁船の許可の制限など)
- ・ 寄港国の行うべきこと(港湾管理(寄港国によるIUU漁船の寄港の禁止、漁船検査など))
- ・ すべての国が行うべきこと(国際的に合意された市場関連措置)

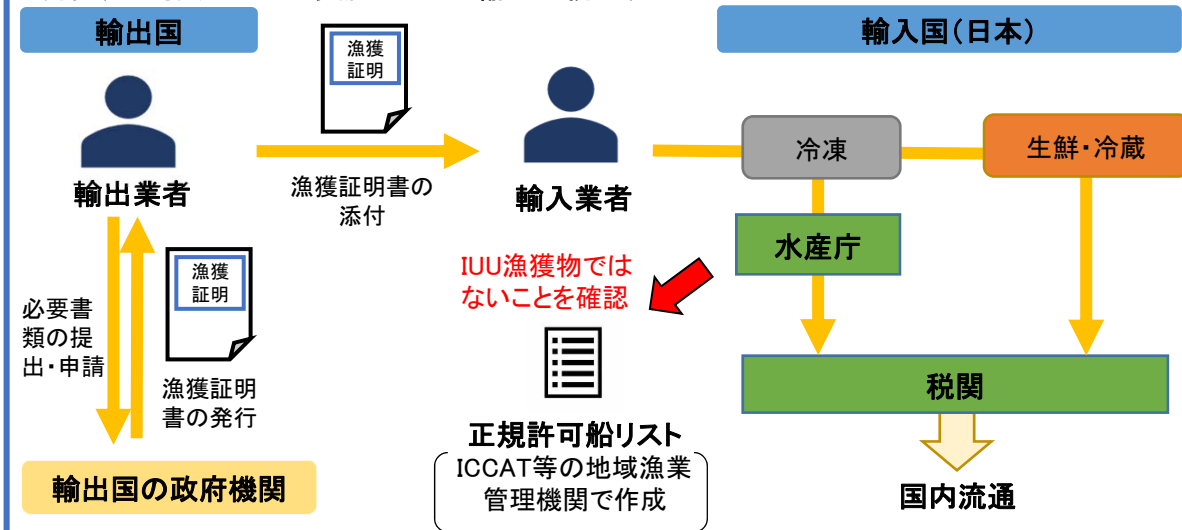
などについて規定。

○ 我が国は、違法漁業防止寄港国措置協定(PSM協定)の締結やRFMO等において合意された市場  
関連措置の実施など、「国際行動計画」上の取組は全て実施済み。

## 我が国の対応

- PSM協定を締結し、IUU漁船リストに非掲載漁船のみに農林水産大臣の寄港許可を発出することとしたほか、IUU漁獲物等の我が国への陸揚げ、転載を目的とした寄港を禁止する措置を実施。
- マグロ類について、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき、IUU漁船が漁獲したものや正規登録されていない漁船・畜養場による生産物でないか等を確認し、RFMOの資源管理措置に違反したマグロが輸入されないよう確認。

■ 地域漁業管理機関で合意された国際約束に基づき、  
現在、外為法に基づき実施している輸入手続の流れ



## IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の国内流入懸念について

- 海外の研究機関や環境保護団体等は、日本市場には、IUU漁業由来の水産物が流入する懸念があり、IUU漁獲のおそれのある水産物の流入を防止するための対策を導入すべき等と主張。

### IUU漁業対策フォーラム【2018年6月】

- 水産資源の持続的な利用を推進するNGOなど8団体が「IUU水産物の輸入及び国内における漁獲・流通の防止策に関する共同提言」を表明。
- ※ IUU漁業対策フォーラムには、WWFジャパン、株式会社シーフードレガシー、GRJapan株式会社、環境NGOグリーンピース・ジャパン等が含まれる。

### カナダ・ブリティッシュコロンビア大などの研究チーム【2019年2月改訂】

- 2017年、日本の輸入水産物のうち、24～36%がIUU漁獲物であると推定する論文を発表。

### 持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル【2019年9月】

- ノルウェー、オーストラリアなど14か国が、健全な海洋環境保全や持続可能な海洋経済の構築等に向けた方策を議論するためのハイレベル・パネルを立ち上げ。
- IUU漁業は海洋生物資源の持続可能な利用に対する脅威であるため、安倍総理からも、IUU漁業対策の重要性について問題提起。
- 2020年6月の国連海洋会議で、パネルの議論の成果物である最終報告書を発表予定。

### 日本・EU合同ワークショップ【2019年10月】

EUからは、違法に漁獲された水産物の市場への流入を防止する対策の重要性について指摘。

- 「漁獲証明制度は、持続可能な水産業を実現するため、また違法に漁獲された水産物が市場に流入しないようにするために重要」
- 「EUをはじめ、他の主要なマーケットが有効な対策・措置を取っていただかないと、日本に流れ込むIUU水産品の量がますます増加する危険が高まる」

### 環境保護団体によるIUU関係レポート

- IUU漁獲懸念のある水産物の日本市場への流入を防止する仕組みの導入を提案。



WWFジャパン

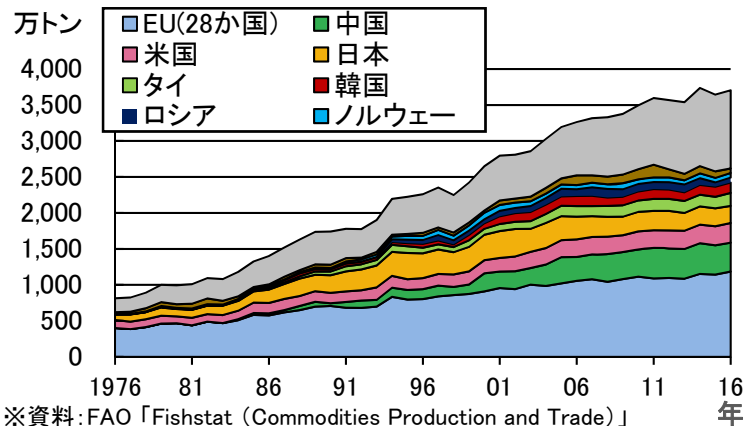


(株)シーフードレガシー

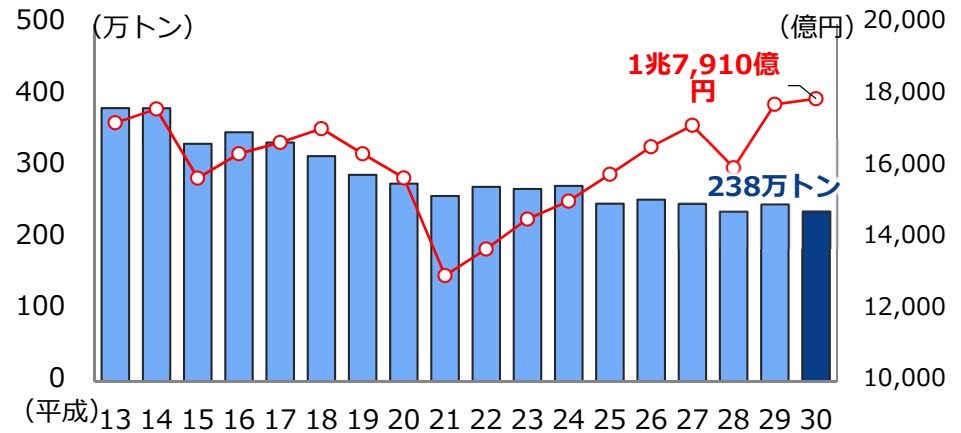
# 我が国における水産物輸入の現状

- 我が国の水産物輸入実績(数量)は、平成13年にピーク(382万トン、1兆7,237億円)となった後、国際的な水産物需要の高まりや国内消費の減少等に伴っておおむね減少傾向で推移。平成30年の水産物輸入実績は238万トン、1兆7,910億円。
- 我が国は、責任ある漁業国・水産物消費国として、IUU漁業対策に係る積極的な対応が必要。

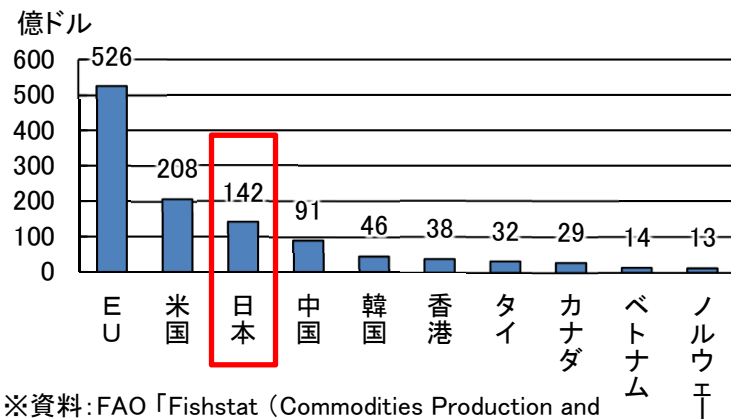
## ■世界の水産物輸入量の推移



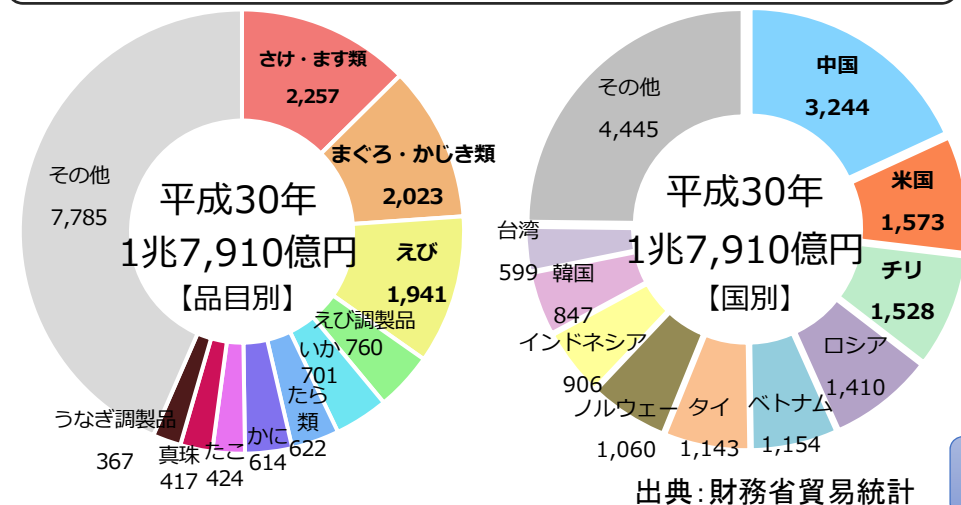
## ■我が国の水産物の輸入実績



## ■主要国・地域の水産物輸入額(2016年)



品目別輸入額は、さけ・ます類、まぐろ・かじき類、えびの順に多い。  
主な輸入先は、中国、米国、チリ。



## 外国政府が水産物の輸入時に求める漁獲証明制度の概要

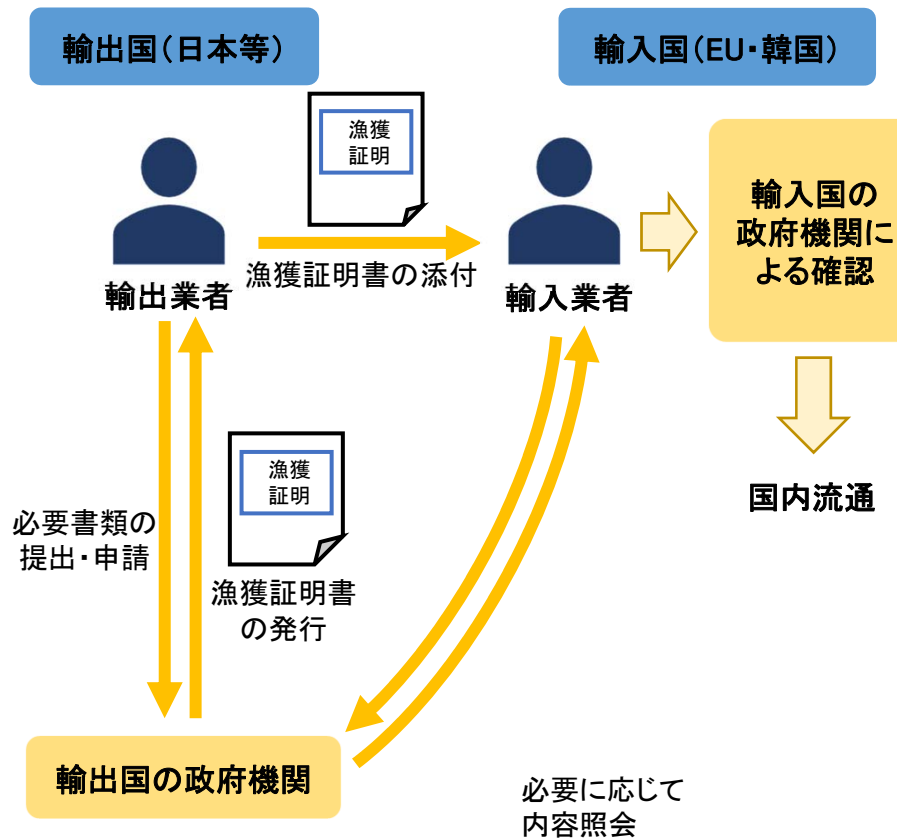
○ EU、米国、韓国は、IUU漁業対策の一環として、輸入水産物に対して漁獲情報等の証明・提供を要求する独自の措置を実施。

	E U (輸入国1位)	米 国 (輸入国2位)	韓 国 (輸入国5位)
開始時期	2009年12月	2018年1月	2016年6月
対象魚種等	天然魚由来の全ての水産製品	指定された一部の魚種の水産製品 (マグロ・カツオ、マダラ、ナマコ類等)	指定された一部の魚種の水産物 (大西洋産ニベ科、サンマ)
養殖	※養殖魚は対象外。	※養殖魚も対象。	※養殖魚は対象外。
加工製品	※加工製品も対象。	※加工製品も一部対象 (低次加工、単一魚種)。	※加工製品は対象外。
必要な 情報項目 (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 漁船の船名・旗国</li> <li>➢ 漁船の登録番号</li> <li>➢ 漁業許可番号</li> <li>➢ 漁獲水域</li> <li>➢ 魚種</li> <li>➢ 重量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 漁船の船名・旗国</li> <li>➢ 漁船の登録番号</li> <li>➢ 漁業許可番号</li> <li>➢ 漁獲水域</li> <li>➢ 魚種</li> <li>➢ 重量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 漁船の船名・旗国</li> <li>➢ 漁船の登録番号</li> <li>➢ 漁業許可番号</li> <li>➢ 漁獲水域</li> <li>➢ 魚種</li> <li>➢ 重量</li> </ul>
漁獲日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 水揚げ年月日</li> <li>➢ 漁獲年月日</li> <li>➢ —</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 水揚げ年月日</li> <li>➢ —</li> <li>➢ —</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ —</li> <li>➢ —</li> <li>➢ 操業期間</li> </ul>
加工製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 水産物の製品名</li> <li>➢ 原料魚種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ —</li> <li>➢ 原料魚種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ —</li> <li>➢ — 【※加工製品は対象外】</li> </ul>
輸入手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本側の輸出業者の申請に基づき、所定の情報を含む国(水産庁)が発行した証明書を、EU側の輸入業者が関係当局に提出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 米国側の輸入業者が、日本側の輸出業者から提供された漁獲段階の情報を米国指定のシステムに登録。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本側の輸出業者の申請に基づき、所定の情報を含む国(水産庁)が発行した証明書を、韓国側の輸入業者等が関係当局に提出。</li> </ul>

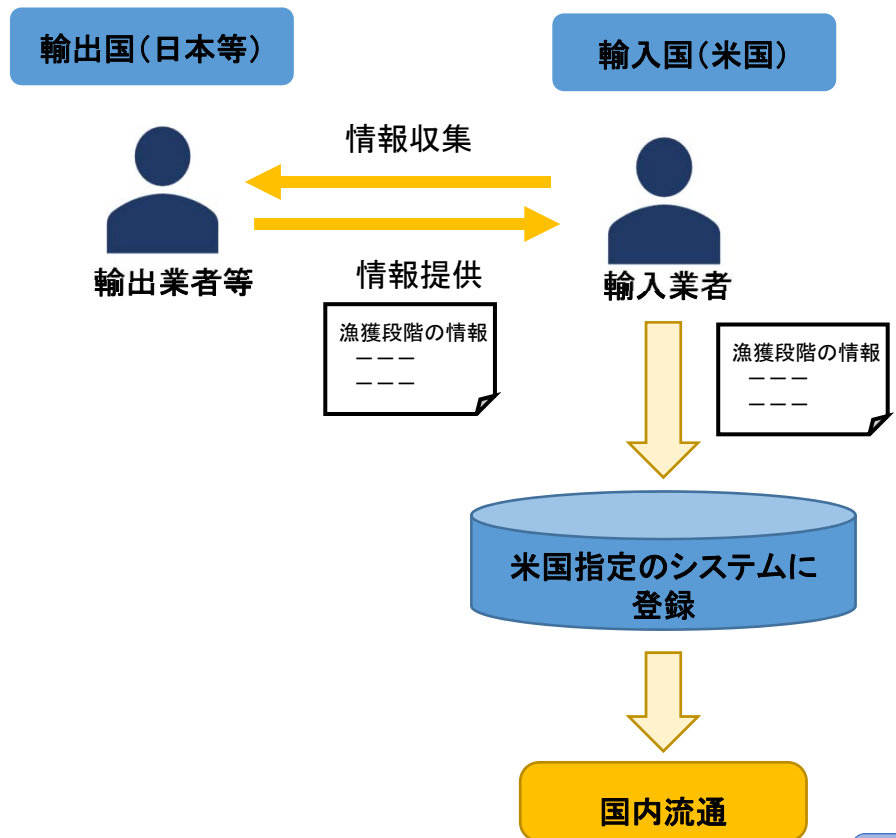
## 欧米韓の漁獲証明制度について①(輸入手続きの比較)

- EU及び韓国は、輸出業者が輸出国政府に対して申請し、発行された漁獲証明書を、EU・韓国の輸入業者等が自国の政府機関に提出。
- 米国は、輸出業者から提供された漁獲段階の情報を、米国の輸入業者が米国指定のシステムに登録。

### ■EU及び韓国における輸入手続きの流れ



### ■米国における輸入手続きの流れ



# 欧米韓の漁獲証明制度について②(対象魚種等の考え方の比較)

○ 対象魚種として、EUは全天然魚種、米国はリスク分析の上で19種に限定、韓国はEUからの警告へ対応するため、大西洋産ニベ科とサンマの2種に限定して指定。

	EU	米国	韓国
制度目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止</li> <li>偽装水産物の市場流入防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止</li> <li>【早期にEUからの警告に対応】</li> </ul>
考え方・経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>IUU漁業による漁獲懸念は、加工の有無を問わず、海面で商業用に漁獲される天然魚に存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IUU漁業と水産物偽装は、水産資源を悪化させ、合法的な市場をゆがめ、消費者の信頼に悪影響を及ぼし、世界市場において漁業規制を順守する水産物生産者と不当に競合するため、持続可能な水産業で世界をリードし、水産物消費大国でもある米国は、これと闘う。</li> <li>検討の起点となった2014年6月の大統領覚書で、最も必要度の高い分野に重点を置く仕組みづくりを指示。</li> <li>➡ <b>リスクの高い魚種を絞り込むため、リスクベースアプローチを採用</b></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【リスク分析する魚種を選定した基準】</b> (全ての輸入魚種のリスク分析は実行上困難)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国内の水揚げ又は輸入額が1億ドルを超えるもの</li> <li>水産物の重量当たりの単価が高いものとして専門家グループによって指定されたもの</li> <li>専門家グループの専門的な知見に基づいて提案されたもの <span style="color: red;">(45種52魚種を選定)</span></li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><b>【リスク分析の基準】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>漁業管理が効果的に機能しているか</li> <li>漁獲証明制度が適切に運用されているか</li> <li>加工・流通過程の管理の透明性が確保されているか</li> <li>魚種名の虚偽表示が過去にあったかどうか</li> <li>その他虚偽表示(原産地等)が過去にあったかどうか</li> <li>法令違反が過去にあったかどうか</li> <li>消費者の健康被害を引き起こしたことが過去にあったかどうか <span style="color: red;">(13種19魚種を選定)</span></li> </ol> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年にEUは、韓国漁業が西アフリカ海域でニベ科の魚(韓国で人気)を対象とした違法漁業を繰り返しているとして、韓国政府の漁業管理が改善されなければ、貿易を制限する旨を警告。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【規制対象種の決定方針】</b></p> <p>以下の2点に合致するものを対象化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外水域で自国又は第三国漁船によって漁獲されている魚種</li> <li>韓国国内で広く消費されている魚種</li> </ul> </div>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工製品を含む天然魚に由来する水産品全て</li> <li>〔養殖魚由来のものは除く〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IUU漁業や水産物偽装リスクが特に高いと特定された13種19魚種を制度の第一段階として対象化。</li> <li>【対象魚種】(19魚種) &lt;偽装水産物の市場流入防止等の観点から養殖魚も対象化&gt;</li> <li>①アワビ類、②大西洋タラ、③太平洋タラ、④ブルークラブ、⑤タラバガニ、⑥シイラ、⑦ハタ類、⑧レッドスナッパー、⑨サメ類、⑩メカジキ、⑪ピンナガマグロ、⑫メバチマグロ、⑬カツオ、⑭キハダマグロ、⑮ミナミマグロ、⑯大西洋クロマグロ、⑰太平洋クロマグロ、⑱ナマコ類、⑲エビ類</li> <li>➡ 単一魚種による低次加工品は対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大西洋産ニベ科</li> <li>〔アフリカ水域において韓国漁船又は第三国漁船が違法に漁獲したニベ科の魚が国内に流入している懸念あり〕</li> <li>サンマ</li> <li>〔台湾漁船が違法に漁獲したサンマが国内に流入している可能性があるため〕</li> </ul>
備考	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>エビ・アワビについては、国内養殖生産でも同種の報告・記録保管がなされるようになるまで施行を延期(ほぼ1年遅れで施行)。</li> </ul>	—

## FAOの定めた「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」について

- FAOは、「IUU漁業防止に係る国際行動計画」等を踏まえ、2017年7月に「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、加工の有無を問わず、海面及び内水面で商業用に漁獲される天然の魚を対象として漁獲証明制度に関して記述。

### 漁獲証明制度のための自主的ガイドラインの内容について

#### ①関連する国際法の規定と整合性がある

WTO合意、国連海洋法条約の関連規定等に整合したものであり、FAOの責任ある漁業の行動規範を考慮したものでなければならない。

#### ②リスクベースである

リスク分析に基づき設計・実施され、関連する資源や市場にもたらすIUU漁業のリスクの程度に応じたものでなければならない。リスク評価には以下のものが含まなければならない。

- (a) 体系的で透明性のあるリスクの識別及び晒されることとなるリスクの制限に必要となる全ての措置の実施。これには定期的なモニタリングやレビューを含め、データや情報の収集、リスクの分析及び評価、活動の指示及び実施といった活動を含む。
- (b) 魚類資源、船舶、地理的特徴、もしくは管理や規制措置、漁業者収入及び生計、市場その他関連要素に悪影響を及ぼす漁業を視点としたあらゆるIUU漁業活動の考慮
- (c) 疑義ある船もしくは船舶が、国際的な責務及びガイドラインを履行していない国の旗を掲げているかどうかの考慮

#### ③高信頼、簡素、明瞭で透明である

漁獲証明は正確で確認可能なサプライチェーン上の情報を保持していなければならない。また、各国への通報の際には、国産品と輸入品で同じ扱いを確保する方法の説明が含まなければならない。

#### ④取引上の不要な障壁を作り出さない

不要な取引障壁を回避するため、目的を明確に定義し、目的達成に対して最小の制限とし、影響を受ける者の負担を最小限に抑制するよう設計したものでなければならない。

無差別待遇を基本に運用され、②及び③に従って、通報されなければならない。

#### ⑤同等性(equivalence)を認識する

異なる漁獲証明制度であっても、同じ成果が得られる場合は、本ガイドラインの目的達成の観点から同等なものと認識することができる。

#### ⑥可能な場合は電子的である

改ざんリスク低減のため、安全な電子システムが用いられなければならない。



## 国産品と輸入品で同じ扱いを確保するための方法について

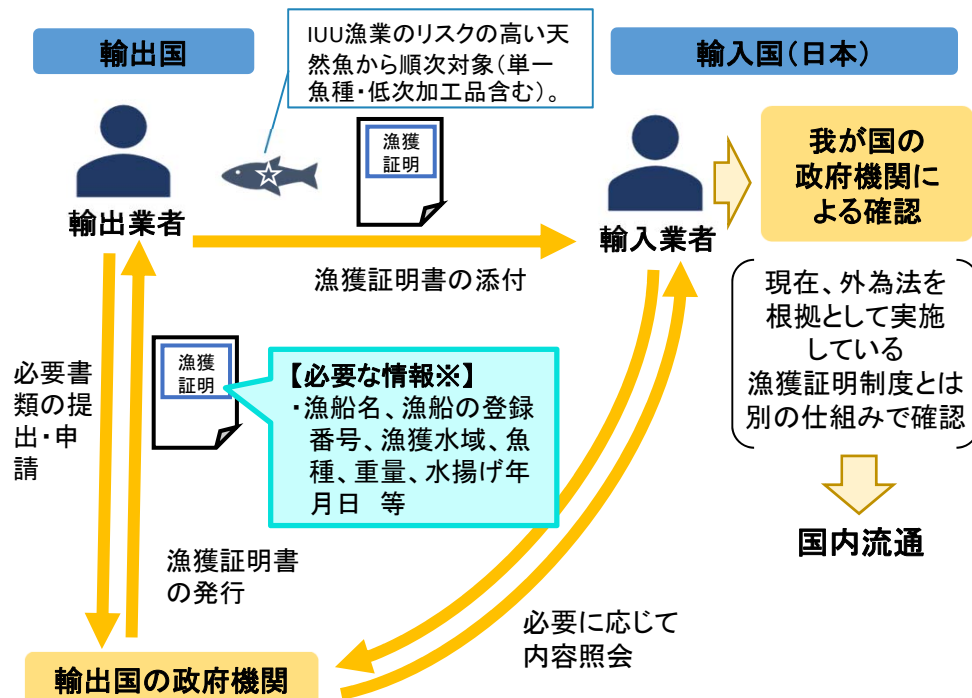
- FAOの漁獲証明制度のための自主的ガイドラインでは、漁獲証明制度はWTO合意(※)に整合的であることを求めるとともに、国産品と輸入品で同じ扱いを確保する方法が各国への通報の際に説明されなければならないとしている。
- 〔※ WTO協定GATT第3条では、輸入品が同種の国内産品と比べて競争上不利な状態におかれないようにすることを求めている(内外無差別の原則)。〕
- 先行する欧米韓の3カ国・地域は、漁獲証明を輸入水産物に求める際に、又はそれ以前から、同種の国内水産物に対して同様の項目の記載がある漁獲報告を求め、当該漁獲報告をもって内外無差別の原則に対応していると説明してきたところ。

	EU		米国		韓国	
	漁獲証明制度	国内漁獲報告	漁獲証明制度	国内漁獲報告	漁獲証明制度	国内漁獲報告
対象魚種・漁業	全ての水産製品  ※養殖魚は対象外。 ※加工製品も対象。	➤ 全長10m未満の漁船による漁業を除いた漁業全体に報告を義務付け	指定された一部の魚種の水産製品 (マグロ・カツオ、マダラ、ナマコ類等) ※養殖魚も対象。 ※加工製品も一部対象(低加工度、単一魚種)。	➤ 3マイル以遠で操業する漁業全体に報告を義務付け	指定された一部の魚種の水産物 (大西洋産ニベ科、サンマ) ※養殖魚は対象外。 ※加工製品は対象外。	➤ 少なくとも遠洋漁業(大西洋産ニベ科、サンマの漁獲の大宗を占める)とTAC魚種については報告を義務付け
必要な情報項目	➤ 漁船の船名・旗国 ➤ 漁船の登録番号 ➤ 漁業許可番号 ➤ 漁獲水域 ➤ 魚種 ➤ 重量 ➤ 水揚げ年月日 ➤ 漁獲年月日  (加工製品) ➤ 水産物の製品名 ➤ 原料魚種	➤ 漁船名 ➤ 漁船の登録番号 ➤ - ➤ 漁獲水域 ➤ 魚種 ➤ 重量 ➤ 出港・帰港日、漁獲期間 ➤ 漁獲年月日 ➤ 陸揚港	➤ 漁船の船名・旗国 ➤ 漁船の登録番号 ➤ 漁業許可番号 ➤ 漁獲水域 ➤ 魚種 ➤ 重量 ➤ 水揚げ年月日 ➤ 漁獲年月日  (加工製品) ➤ - ➤ 原料魚種	➤ 漁船名 ➤ 漁船の登録番号 ➤ - ➤ 漁獲水域 ➤ 魚種 ➤ 重量 ➤ 水揚げ年月日 ➤ 漁獲年月日	➤ 漁船の船名・旗国 ➤ 漁船の登録番号 ➤ 漁業許可番号 ➤ 漁獲水域 ➤ 魚種 ➤ 重量 ➤ 操業期間	➤ 漁船名 ➤ 漁船の登録番号 ➤ 漁業許可番号 ➤ 漁獲水域 ➤ 魚種 ➤ 重量 ➤ 漁獲年月日  (注)上記は遠洋漁業の情報項目。  等
報告頻度	通関毎	陸揚げ後48時間以内	通関毎	月1回	通関毎	操業日の翌日正午
報告先	各加盟国の関係当局	各加盟国の関係当局	米国指定のシステム	米国の関係当局	韓国の関係当局	韓国の関係当局

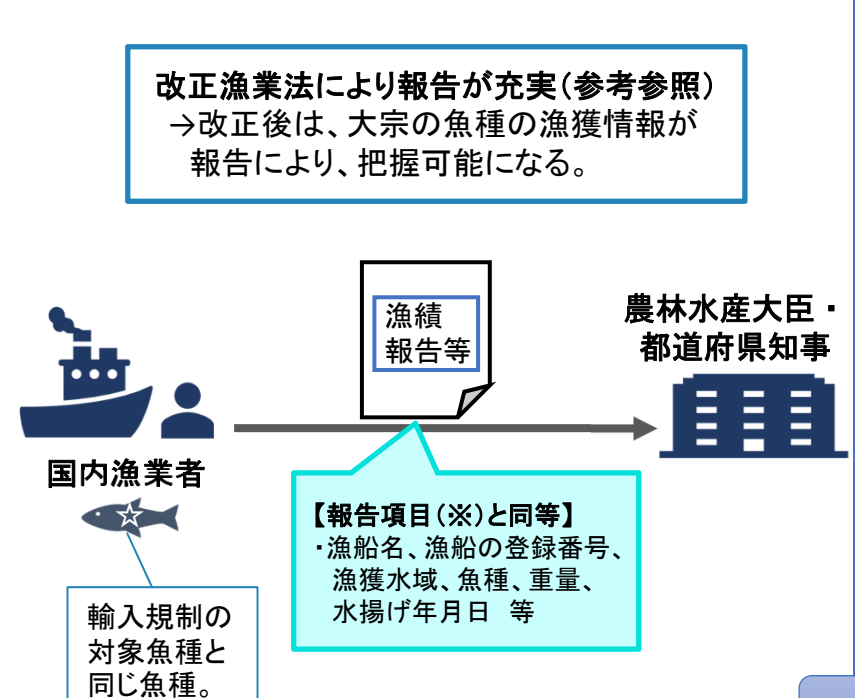
# IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の流入を防ぐ仕組み(制度の方向①)

- 輸入手続に関する仕組みは、地域漁業管理機関で合意された国際約束に基づき、大西洋クロマグロ等について、現在、外為法を根拠として実施している漁獲証明制度とは、別途設けることとしてはどうか。  
 具体的には、輸出国の政府機関の関与により、漁獲情報の信頼性がより高められると考えられるため、EU及び韓国が採用している輸入時に漁獲証明書の添付を確認する仕組みをベースとしてはどうか。
- 輸入時に添付を求める漁獲証明書の報告事項としては、FAOの漁獲証明制度のための自主的ガイドライン及び欧米韓3カ国・地域の先行事例も踏まえ、「漁船名、漁船の登録番号、漁獲水域、魚種、重量、水揚げ年月日」としてはどうか。
- 内外無差別の観点から、対象魚種については、国内産にも漁獲証明書で求める内容と同様の報告を求める必要があるが、欧米韓3カ国同様、改正漁業法に基づき求める漁獲実績報告等をもって対応することとしてはどうか。

## ■ 輸入手続の流れ



## ■ 国内産の漁獲物の報告について



## IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の流入を防ぐ仕組み(制度の方向②)

- IUU漁業による漁獲懸念のある水産物として、輸入時に漁獲証明書の添付を確認する魚種としては、FAOの漁獲証明制度のための自主的ガイドラインを踏まえ、「取引上の不要な障壁を作り出さない」ことに留意し、「リスクベース」の観点から、米国同様、リスク分析をした上で、IUU漁業のリスクが高いと考えられる天然魚から順次対象とすることとしてはどうか。
- 加工品については、米国同様、実行性の確保の観点から、まずは、単一魚種による低次加工品のみを対象としてはどうか。
- リスク分析については、別途、専門家や関係者による協議の場を設けて行うこととしてはどうか。

### ■ 地域漁業管理機関で合意された国際約束のない魚種の例

NPFCの状況	対象魚種	関係国・地域からの輸入量(トン) (中国、韓国、台湾、ロシア、米国等)				
		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NPFCにおいてIUU漁船リストが採択。</li> <li>○ 本年7月に公海のTAC設定が合意されたものの、国別配分等については合意されていないこともあり、市場関連措置の導入について議論は行われていない。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 我が国のほかに、中国、韓国、ロシア等が漁獲。</li> <li>➢ いか、さんまについては、我が国漁船による漁獲量は低迷する一方、日本海で操業している他国からの輸入量は増加傾向。</li> </ul> </div>	まいわし	1,038	290	27	25	72
	いか	41,549	40,486	49,326	68,353	53,992
	さば類	720	265	900	791	784
	さんま	3,741	6,472	6,823	5,037	4,774

## (参考) 日本における漁獲報告の状況と展望について

- 従来、漁獲量等の報告については、大臣許可漁業とTAC魚種についてのみ義務付けられていたところ。都道府県知事許可漁業と漁業権漁業の報告は、一部で取り組んでいる状況。
- 先般の漁業法の改正において、都道府県知事許可漁業の報告を義務付けることとし、漁業権漁業についても資源管理の状況等の報告を義務化。
- 改正後は、TAC報告、大臣許可漁業に加え、知事許可漁業等からも漁獲報告を求めることで、我が国で漁獲する魚種の大宗について報告がなされることになる見込み。

### ■我が国における国内制度の概要

